

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	小型無人機等飛行通報情報ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警備部警備課	
個人情報ファイル等の利用目的	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第1条の重要施設の警戒警備をはじめとする各種警察活動において、小型無人機等の飛行の適法性、所有者情報等の確認を行うため	
記録項目	1 受理警察署、2 機器の種類、3 機器の特徴、4 製造者、5 名称、6 製造番号、7 登録記号、8 色、9 大きさ、10 積載物、11 その他の特徴、12 備考、13 通報年月日、14 飛行開始日時、15 飛行終了日時、16 飛行の目的、17 飛行に係る区域、18 操縦者の氏名、19 操縦者の氏名カナ、20 操縦者の生年月日、21 操縦者の住所、22 操縦者の電話番号、23 操縦者の勤務先の名称、24 操縦者の勤務先の所在地、25 操縦者の勤務先の電話番号、26 同意者氏名（委託機関の名称）、27 同意者の住所（委託機関の所在地）、28 同意者（委託機関）の電話番号	
記録範囲	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報を行った者及び対象施設の管理者等の同意者	
記録情報の収集方法	重要施設の周辺地域の上空で小型無人機等を飛行する者から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課	
	（所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第3条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—